

平成 29 年 12 月 19 日

◎梶原委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(14 時 58 分開会)

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

それでは、報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、読み上げさせていただきます。

商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 3 号議案、第 19 号議案、第 20 号議案、以上 4 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第 1 号「平成 29 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「コンテンツ企業立地促進事業費補助金」に関する債務負担行為について、執行部から、スマートフォン用のゲーム開発を主な事業とする企業など、本年度内において、新たに 2 社の立地が見込まれることとなったため、債務負担行為の限度額を増額しようとするものである、との説明がありました。

委員から、I T・コンテンツ関連企業について、中山間地域での立地が進むよう期待するところだが、中山間地域等シェアオフィスを利用して進出する場合など、補助の条件として、中山間地域への立地を促進するような仕組みはあるのか、との質疑がありました。

執行部からは、県内に I T・コンテンツ関連の雇用を生み出していくことが重要であることから、この補助金では正規職員 3 人以上の県内新規雇用を条件にしている。一方、中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金は、より多くの企業に中山間地域に目を向けてもらうため、地域雇用の要件は設けない制度としている。中山間地域への立地をいかに促すか、今後のシェアオフィスの入居状況も踏まえつつ、検討を進めていきたい、との答弁がありました。

別の委員から、I T・コンテンツ関連企業を中山間地域へ誘致することは、地域に非常によい効果をもたらせる。中山間地域に対する県の政策がたくさんあることを、企業に理解してもらうことも重要であるので、よく検討してもらいたい、との要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第 1 号「平成 29 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「牧野植物園管理運営費」について、執行部から、新たに整備するファミリー園、スタディ園の借地料や、立木、倉庫等を撤去するための補償に係る経費である、との説明がありました。

委員から、ファミリー園、スタディ園の整備予定地は買収する方針であったところ、借

地によることにしたのはどういう理由か。また、その借地料は年間でどれくらいか、との質疑がありました。

執行部からは、地権者には売却をお願いしたが、買収はかなわず、借地については了解をいただいた。整備予定地の借地料は、年間で296万円余りと見込んでいる、との答弁がありました。

さらに委員から、子供たちが植物に親しむことができる、非常にいい場になるが、教育委員会と連携して学校にPRしていく考えはあるか、との質疑がありました。

執行部からは、これまでも遠足での利用はあるが、スタディ園の整備により、学習の場面での利用促進も考えており、小中学校へのPR活動を行う。また、県外からも修学旅行で来てもらいたいと考えている、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、商工労働部についてであります。

執行部から、須崎商工会議所に対する不適正な補助金支出の事案を踏まえ、他の商工会議所、商工会に追加監査等を実施した結果、土佐清水商工会議所、南国市商工会、香美市商工会においても、須崎商工会議所と同様に、平成24年度から28年度に支出した補助金について、事務局長人件費等の補助要件を満たしていなかったことが判明した。さらに、土佐清水商工会議所においては、平成27年度、28年度の経営指導員人件費に係る補助金についても、要件を満たしていなかった。

また、これらの不適正な補助金交付申請に当たり、南国市商工会では、組織として不正の意図があったと認められ、須崎商工会議所においても一定の不正の意図があったと認められる。土佐清水商工会議所では、関係者間で相反する証言があり、不正の意図を断定するには至らなかった。

過大に支出した補助金については、新たに判明した3団体にも返還させ、また、須崎商工会議所には加算金を請求中であるが、土佐清水商工会議所にも加算金の支払いを求める。

今回、追加監査を行っていない16の商工会については、本年度内に確認のための監査を実施する、との報告がありました。

委員から、県が行ってきた監査の質、チェック体制に問題があったと思われる。商工会、商工会議所の公表資料とはいえ、会員数や商工業者数を確認するなど、しっかりした監査をしていれば、このような結果にはならなかったのではないかと、との質問がありました。

執行部からは、近年の監査は資金使途の確認などに重点を置いて実施してきた一方で、会員数や商工業者数の全件調査まではしていなかったことなど、反省すべき点が多々ある。今回の事態を教訓とし、発生原因の分析をしっかりと踏まえ、会員数及び商工業者数の確認方法や検査体制の見直しなど、今後の監査のあり方について検討していく、との答弁がありました。

別の委員から、商工会、商工会議所は、地域の商工業者に対して、経営指導や支援を行う公の立場にありながら、こうしたことを行っていたことは、商工業者からの不信感がぬぐえないものである。特に不正の意図が認められるものは犯罪的な要素もあると考えられるが、このことをどのように捉えているか、との質問がありました。

執行部からは、何らかの意図をもって過大な補助金を申請し、県がそれを信用して交付した点でいえば、詐欺罪の構成要件の一部に当たる。ただ、詐欺罪は自然人を前提としており、犯罪捜査が目的ではない県の監査では、組織的な不正の意図の確認までが限界で、誰の意図かという自然人の特定はできない。捜査当局がこの事案を捜査することになれば、県執行部として丁寧に対応していく、との答弁がありました。

さらに委員から、組織として不正の意図があったことは、組織の体質そのものが大きな問題であり、その体質の改善に向けた指導に当たっては、厳しく対応するよう求める、との要請がありました。

別の委員から、組織率 50 パーセント以上とする補助金交付の要件について、瀬戸際にある団体がほかにもあると思うが、補助要件の見直しについてはどう考えているか、との質問がありました。

執行部からは、事務局長人件費の補助要件としている組織率の要件緩和は、法律における商工会の設立・存続の規定に照らし、困難である。一方、現場の第一線で活躍する経営指導員については、適切な職員配置が図られるよう設置基準を検討していきたい、との答弁がありました。

別の委員から、組織の体質に問題があるところはしっかりと改善していくとともに、地域の商工業者にとって魅力ある商工団体にしていく視点も重要だと思うがどうか、との質問がありました。

執行部からは、人口減少などで経営環境が厳しくなっている中で、地域の事業者の発展を支えていくため、商工会、商工会議所には自らの経営計画を見直してもらい、地域の商工業者から、「会員になれば自分たちの事業が発展する」という期待と信頼を持ってもらえる組織となるよう、改めて県としての支援を検討していく、との答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

執行部から、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」の第 4 回及び第 5 回委員会において協議された、候補地選定の要件や候補地の絞り込みの状況など、審議の概要について報告がありました。

委員から、次回の候補地選定委員会で行われる選定評価で、候補地ごとの概算事業費を比較するに当たり、処分場の容量を一律に 20 万立方メートルとして計算することについて、もう少し細かい比較の方法が考えられないか、との質問がありました。

執行部からは、11 カ所の候補地について、概略設計により事業費を計算していくところ

であり、相当な作業量があるが、選定委員に適切な判断をしてもらえるように、より詳細な情報を出せるか検討していきたい、との答弁がありました。

別の委員から、現在のエコサイクルセンターの場所が決まるまでには、場所の変更や予算の縮減、地元調整など、大変困難な過程をたどった。今回の候補地の絞り込みも大変な作業が行われていると思うが、最終候補地の選定に向けては、その後の交渉段階で起こりうることも想定した上、なお慎重に進めてもらいたいどうか、との質問がありました。

執行部からは、最終候補地を絞り込み、建設予定地を決めていくプロセスは非常に大事なところであり、誠意をもってしっかり丁寧に対応していきたい、との答弁がありました。

以上をもって商工農林水産委員長報告を終わります。

以上です。

◎梶原委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

( 小 休 )

◎ なし。

◎ よろしいですかね。

◎梶原委員長 正場に復します。

ただいま協議をいたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。  
なお、細部の調整については正・副委員長一任でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

( 異議なし )

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、来年度の出先機関の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査について、本委員会において、民間施設等を含めた調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料をごらんください。

まず、商工農林水産委員会が所管する出先機関は、資料の1枚目、①のとおりです。

②が関係する公社、団体等で定例的に調査を行っている機関です。また③が出先機関等調査の中で視察した民間企業等になっています。

資料の2枚目に、参考として、今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。こ

の中で、網がけの7箇所が、民間事業者等で行っていました。

今後の選定スケジュールですが、出先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を、1月19日までに、事務局へ御連絡をいただき、民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正・副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。2月定例会で日程案をもとに御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎梶原委員長 それでは、このことについて、御意見がありましたら、どうぞ。

小休にいたします。

( 小 休 )

－ 出先機関等調査の調査先について協議 －

◎梶原委員長 正場に復します。

それでは、先ほどお配りしました資料を参考にいただき、調査すべき施設等、御意見がございましたら、1月19日までに事務局までお知らせください。その後、正・副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議をいただくことといたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(15時12分閉会)